

平成28年3月9日

教 育 学 部 長
理 工 学 研 究 科 長
農 学 生 命 科 学 部 長
大 学 院 医 学 研 究 科 長 殿
大 学 院 保 健 学 研 究 科 長
被 ば く 医 療 総 合 研 究 所 長
ア イ ソ ト ー プ 総 合 実 験 室 長

弘前大学動物実験委員会
委員長 上野伸哉

弘前大学動物実験に関する教育訓練の実施について（通知）

標記のことについて、弘前大学動物実験に関する規程において、学長は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会の実施する教育訓練を受けさせなければならないと規定されています。

つきましては、下記のとおり教育訓練を実施しますので、貴部局内の周知方よろしくお願ひします。

なお、教育訓練の有効期間は5年間となっておりますので、平成24年度に受講され、その後一度も受講されていない方は、平成29年4月以降の実験の実施ができなくなりますので、必ず受講されるようお願いいたします。

また、今年度より実施される医学研究科附属動物実験施設の利用者講習会（継続講習）について、今回の教育訓練と同日開催*となりましたので申し添えます。継続講習については、別途、動物実験施設より案内がありますので、動物実験施設利用者をご確認願ひます。

記

- 1 日時 平成28年4月19日（火） 18：30～（60分程度）教育訓練
※ 17：00～（90分程度）継続講習
- 2 会場 医学部基礎棟1階 基礎大講堂
- 3 対象者
 - ・動物実験計画書に記載予定の動物実験責任者及び動物実験実施者
 - ・飼養保管施設設置承認申請書に記載予定の飼養者
 - ※学部学生が卒業論文のための研究として動物実験に関わる場合は、研究者と同等の扱いとなりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。
 - ※ケージ交換のみの場合でも、動物実験の一環となりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。
 - ※平成28年度中に本学に赴任予定で、動物実験を実施する予定の方についても、受講されますようお願いいたします。
- 4 講習内容等
 - ・関係法令等及び本学の定める規程、動物実験等の方法に関する基本的事項、実験動物の飼養保管に関する基本的事項、安全管理に関する事項、その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 5 その他
 - ・教育訓練受講の確認のため、出席票を必ずご提出ください。
 - ・DVD講習は学生実習として動物実験を実施する場合のみ認めます。
 - 研究として動物実験に関わる場合は、教育訓練を受講するようお願いいたします。

担当：研究推進部研究推進課
内線3906（古川）
E-mail：jm3906@hirosaki-u.ac.jp